令和5年度 割賦販売法・自主ルール研修 「コンプライアンス研修」 FAQ

1. 受講について

| 1. 受講について | |
|---|--|
| 質 問 | 回答 |
| Q 1. コンプライアンス研 修の受講対象者は誰で すか? | A 1. 協会の会員のうち研修対象会員(包括・個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者)であって、以下に該当する、 ① 協会に届出をしている会員代表者 ② (包括・個別)信用購入あっせん業務を担当する役員 ③ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を担当する役員 となります。 【割賦販売法・自主ルール研修 細則(以下、「細則」という)第6条第1項】 |
| Q 2. 役員のうち、Q 1の | A 2. 上記 1 ②③の業務を担当する役員か否かの判断は、各社の業務担当 |
| ②③の業務を担当しな | 区分や基準によっての判断になります。 |
| い(例えば、経理、財務、 総務等の役員)と思われ る場合、受講する必要は ありますか? | このため、最終的に、どの役員に受講してもらうかについては、各 社でご判断ください。 |
| Q3. 執行役員もQ1の② | A3. 自主ルールでは、「 <mark>経営陣の責務</mark> 」として、経営管理に係る基本理 |
| ③の対象役員になりますか? | 念や法令遵守体制の整備等について、会員の意思決定機関において決定する旨を定めることとしています。 このため、本研修の対象となる役員の範囲については、原則、経営 陣の方々が対象となります。なお、各社における役員の呼称(取締役、執行役員、執行役等)が異なることがあるため、対象となる役員については、本研修の趣旨を踏まえ、各社でご判断ください。 |
| Q4. 誰も受講できない場 | A 4. e ラーニング方式での研修のため、業務都合等により受講ができな |
| │ 合は、どうすればよいで │ すか? | いことを想定していません。 下記の細則において、毎年度の受講が定められておりますので、必 |
| 9 /3' : | ず受講してください。 |
| | 【割賦販売法・自主ルール研修に関する細則 第7条第1項】 研修対象会員は、第8条に定めるところにより、コンプライアンス 研修を、毎年度、受講対象役員等を受講させ修了させるものとする。 |
| Q5. 社内のシステム上、 e ラーニングによる研修 の受講ができない場合 には、どうすればよいで しょうか? | A 5. システム環境等により、e ラーニングによる研修の受講ができない場合は、その旨を 1 2月1日(金)までに協会宛にご連絡ください。 |
| Q6. 本年度の研修内容は | A6.5つの単元(5つの動画)で構成しています。 |
| どのようになっていま | 講演者や内容については開催案内をご確認ください。 |
| すか? | なお、研修は分割して視聴いただくこともできますが、動画の早送 |
| | りはできません。 |

| 質問 | 回答 |
|----------------|---------------------------------------|
| Q7. 研修期間はいつから | A7. 令和5年12月1日(金)0:00~令和6年2月9日(金)23: |
| いつまでですか? | 59です。 |
| | |
| Q8. 修了要件はどうなっ | A8.上記7の研修期間内に研修コース内に設定された「単元」(5単元) |
| ていますか? | 全てを視聴いただき、最後のアンケートに回答いただくことで修了と |
| | なります。 |
| | ただし、研修期間内に修了しない場合は、未修了となります。 |
| | |
| Q9. 研修資料はどのよう | A9. 研修資料については、必要に応じて JCA 資格ネットよりダウンロー |
| に取得すればよいです | ドしてください。 |
| か? | ※JCA 資格ネット⇒開催案内⇒① 割賦販売法・自主ル―ル研修⇒ |
| | 【参考】令和5年度コンプライアンス研修の資料 |
| | |
| Q10. 受講対象者以外の役 | A10. 可能です。研修対象会員以外の会員の役員、信用購入あっせん業務 |
| 員も受けることはでき | 又はクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を営む(営 |
| ますか? | む予定を含む。)非会員の役員、研修対象会員の業務委託先その他の |
| | 関連会社の役員(研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に |
| | 限る。)も受講できます。 |
| | |

2. 受講方法等について

| 2. 受講方法等について | |
|----------------|--|
| 質問 | 回答 |
| Q11. 受講の申込方法は | A 11.本年度のコンプライアンス研修は、昨年同様、e ラーニング方式で実 |
| どのように行えばよい | 施しますが、昨年度利用のIDとパスワードでは利用することができ |
| ですか? | <u>ません。改めて申込責任者及び受講者の登録を行っていただく必要が</u> |
| | <u>ありますので、ご注意ください。</u> |
| | 「令和5年度コンプライアンス研修(e ラーニング方式) 受講申込案 |
| | 内」に申込方法等の詳細を記載しておりますので、確認の上、「受講申 |
| | 込書」に必要事項を入力し、申込期間内にお申込みください。 |
| | |
| Q12. すでに「一般研修」 | A12. 一般研修とは別の研修になりますので、改めて登録をお願いします。 |
| で、eラーニング研修 | |
| の申込責任者登録を | |
| していますが、別途登 | |
| 録が必要ですか? | |
| | |
| Q13. IDとパスワード | A13. 申込受付期間内に申込みいただいた場合には、研修開始日前日 |
| はいつごろ通知され | (11月30日(木)) に通知いたします。 |
| ますか? | |
| | |
| Q14. いつまでに申込み | A14. 申込締切日の令和5年11月2日(木)までにお申し込みください。 |
| を行えばよいですか? | 申込期間を過ぎますと、受講期間開始日からの開講に間に合いません。 |
| | なお、期間内にお申込みのない対象会員については、事務局より別 |
| | 途、協会事務連絡者様宛にご連絡いたします。 |
| | |

| Q15. 受講者の受講管理 は協会が行うのです か? | A15. 受講者の受講管理(進捗等)は、一般研修同様、各社で行ってください。 ただし、協会でも受講状況等を管理し、研修期間終了2週間前を目安 に研修を修了していない場合は、別途 e メール等でその旨をご連絡い |
|-----------------------------------|--|
| Q16. 受講料はいくらで すか? | たします。 A16. 受講者1名につき2, 200円(税込)となります。 会員会社には研修期間終了後(2月下旬頃)に請求書を送付いたします。なお、受講手続きをしていて、研修期間内に修了していない場合(未修了)は、受講料は発生します。 |
| Q17 受講状況は協会から講師に報告すること はありますか? | A17. 講師(行政官、有識者等)には、研修期間終了後、受講状況(会社名、受講数等)を報告することとなります。 |

3. その他

| 質 問 | 回答 |
|---|--|
| Q18. e ラーニングによるコンプライアンス研修は、来年度以降も継続実施しますか? | A18. 社会情勢並びに会社の意向も踏まえ、e ラーニングで実施するかどうかを判断します。 |
| Q19. コンプライアンス 研修の利用申込や問 合せは、協会のどこに すればよいですか? | A19. お手数ですが、以下にお問合せください。 一般社団法人 日本クレジット協会 人材育成部 〒103-0016 中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル TEL: 03-5643-0011 (代表) 03-5643-0018 (人材育成部直通) FAX: 03-5643-0080 e-mail:kenshu@jcredit.jp |

以上